

東温市骨髓バンクドナー支援事業 窓口での申請手順

必要書類等を添えて申請することで、後日、指定口座へ費用が振込まれます。



費用助成額及び限度額

骨髓等の提供のために次に掲げる通院、入院又は面談に要した日数1日につき2万円とし、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とします。

- 1 健康診断等
- 2 自己血保存のための採決
- 3 骨髓等の採取
- 4 その他財団が必要と認める通院、入院、面談等



対象となる方 ※以下の項目を全て満たす方に限ります。

- 1 公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓バンクドナー登録をしている方
- 2 公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了し、そのことを証明する書類の交付を受けた方
- 3 骨髓等を提供した日に東温市に住所があり、東温市住民基本台帳に登録されている方
- 4 市民税を滞納していない方



申請期間

骨髓等の提供が完了した日から90日以内



申請に必要な書類等の確認

- 1 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 2 骨髓等の提供が完了したことの証明書の写し
（公益財団法人日本骨髓バンクが発行したものに限り）
- 3 本人名義の口座がわかる物（写しでも可）
請求書に振込先を記入する
- 4 東温市骨髓バンクドナー支援事業助成金交付申請書（申請時に記入）
- 5 納付状況調査に係る同意書（申請時に記入）
- 6 東温市骨髓バンクドナー支援事業助成金交付請求書（申請時に記入）



費用助成金額について

提出書類等を審査の上、交付決定または交付却下通知書を送付し、交付決定の場合は費用助成金額を口座振込します。



ドナー登録のしおり「チャンス」

